5. 財務関係

- (8)職員の賠償責任に関する調 (令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)
 - 都道府県分
 - ア 法第243条の2の2によるもの

	372 4 5 X V Z V Z (C.	事実関	係		対象職員			監査委員による監査	長の賠償	命令等		賠償関係	
都道府県名	事実の概要	事実の発 生した日 又は事実 の存した 期間	長が事実 を知った とき	長が事実を知るに 至った経緯	所属及び 職名	勤続 年数 (年)	賠償責任 の有無	監査結果の要旨	監査委員 の決定と の相違点 の有無	相違点 の 内容	団体に与 えた損害 (円)	賠償額 (円)	賠償の方法
工 莊旧	行政文書等の写し等の 交付費用として窓口で 徴収した現金10円を亡 失した。	R3. 7. 1	R3. 10. 29	県出納局が実施し た出納実地検査に おいて、亡失の事 実が判明した。		8	有	地方自治法第243条の2の2第1項 に規定する会計管理者の事務を 補助する職員が、過失により保 管に係る現金を亡失したものと 認められ、賠償責任を有するも のと判断する。	無		3	3	現金で 一括納付
千葉県	同上	同上	同上	同上	県土整備部 出先 課長	30	有	同上	無		7	7	現金で 一括納付
鳥取県	公用車で走行中、瞬間 的な睡眠により車体左 側をガードレールに接 触させ、車体左側前方 から後方にかけて公用 車を損傷した。	R2. 8. 25	R2. 8. 27	事故報告書による	中部総合事務所 生活環境局 係長	11	有	職員には重大な過失があり、地 方自治法第243条の2に基づ く賠償責任があるとし、賠償額 は公用車修理代に、遅延損害金 を加えた額と決定した。	無		206, 052	210, 218	納入通知書による
計	2件				3人		有 3件 無 0件		有 0件 無 3件				

イ その他によるもの

			事実関係		対象職員			賠償関係		
都道府県名	事実の概要	事実の発生 した日又は 事実の存し た期間	長が事実を 知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続 年数 (年)	団体に与えた 損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	賠償責任の 根拠
京都府	平成30年11月に、伏見警察署の警察官が、職務上知った高齢者から1,110万円を騙し取った詐欺事件を行ったもの	H30. 11. 10 ~ H30. 11. 16	Н31. 4. 4	平成31年4月に、被害者が交番に来所し、預けた現金が警察官に持ち逃げされたのではないかとの申告があり認知したもの	伏見警察署 巡査長	11	12, 284, 930	12, 284, 930	現金で分割納 付	国家賠償法第1条第2項
計	1件				1人					

② 市区町村分

ア 法第243条の2の2によるもの

) 12	3男243余り	り2の2によるもの	事実関	核		対象職員			監査委員による監査	長の賠償	公		賠償関係	
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発 事実の発 生した日 又は事実 の存した 期間	長が事実 を知った とき	長が事実を知るに 至った経緯	所属及び職名	勤続 年数 (年)	賠償責任 の有無		監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与 えた損害 (円)	賠償額(円)	賠償の方法
宮城県	大崎市	納付された市県民税等 の収入金102万円 (現 金) が金庫から亡失し たもの。	R4. 7. 8~ R4. 7. 11	R4. 7. 11	業務開始に当たり, 金庫を開け。収入金 を確認したところ, 紛失していることに 気づいたもの。	会計管理者	36	無	盗難の可能性が高いため,捜 査が終結していない段階での 判断は時期尚早とされた。	無				保険金によ り損害額は 補填された
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課長	30	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課長 補佐	28	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課 主幹兼係長	26	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課 主査	9	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課 再任主査	43	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課 主事	9	無	同上	無				同上
宮城県	大崎市	同上	同上	同上	同上	総務部納税課 主事	1	無	同上	無				同上
宮城県	南三陸町	町が交付した補助金に ついて、補助事業者の 担当職員によって不正 に流用されていた。	R23. 5. 17 ~ R2. 2. 28	R3. 3. 19	補助事業者の内部 調査によって当該 事案が発覚し、報 告を受けた。	副町長	1	有	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認 められる。	無		124, 808	124, 808	納付書による支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	会計管理者	44	無	重大な過失があったと認められる が、賠償責任があると認めること は適当ではない。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	会計管理者	29	有	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認 められる。	無		31, 330	31, 330	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課課長	29	無	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認められるが、既に時効が成立している。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 課長・参事	32	無	同上	無				

			事実関	係		対象職員			監査委員による監査	長の賠償	首命令等		賠償関係	
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発 生し事実 の存した 期間	長が事実 を知った とき	長が事実を知るに 至った経緯	所属及び 職名	勤続 年数 (年)	賠償責任 の有無	監査結果の要旨	監査委員 の決定と の相違点 の有無	相違点 の 内容	団体に与 えた損害 (円)	賠償額(円)	賠償の方法
宮城県	南三陸町	同上	回上	同上	同上	農林水産課課長	26	有	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認 められる。	無		38, 183	38, 183	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 課長	29	有	同上	無		118, 641	118, 641	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 参事	34	無	重大な過失があったと認められる が、賠償責任があると認めること は適当ではない。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 参事	34	無	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認められるが、既に時効が成立している。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 参事	36	無	同上	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 課長補佐兼係長	30	無	重大な過失があったと認められる が、賠償責任があると認めること は適当ではない。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課課長補佐兼係長	39	無	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認 められるが、既に時効が成立して いる。	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 技術主幹兼係長	31	無	同上	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主幹兼係長	22	無	同上	無				
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主幹兼係長	21	有	当該補助金が不正に詐取されたこととの因果関係が認められる重大な過失があったと認められ、その 損害を賠償すべき責任があると認 められる。	無		45, 037	45, 037	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 主幹兼係長	28	有	同上	無		64, 598	64, 598	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	出納室 主幹兼係長	25	有	同上	無		28, 719	28, 719	納付書によ る支払い
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	出納室 主幹兼係長	36	無	重大な過失があったと認められる が、賠償責任があると認めること は適当ではない。	無				
計	2団体	2件				26人		有 7件 無 19件		有 0件 無 26件				

			事実関	係		対象職員			監査委員による監査	長の賠償	首命令等		賠償関係	
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発 生した日 又は事実 の存した 期間	長が事実 を知った とき	長が事実を知るに 至った経緯	所属及び 職名	勤続 年数 (年)	賠償責任 の有無	監査結果の要旨	監査委員 の決定と の相違点 の有無	相違点 の 内容	団体に与 えた損害 (円)	賠償額(円)	賠償の方法
福島県	古殿町	町会計から関係団体に 支出した公金につい て、職員が団体の通帳 を管理しており、その 一部を横領した。	R3. 4. 26 ~ R4. 3. 31	R5. 1. 5	関係では 関係では 関係では 関係では 動性では の相談が内部では の相談が内部では の相談が内部では の相談が内部では で立ち、 大のに 対の、 対の、 対の、 対の、 対の、 対の、 対の、 対の、	健康福祉課係長	25	有	監査の結果、調査機関の調査 内容に誤りがなく、対象職員 に賠償責任が有ること又、賠 償額を決定した。	無		1, 336, 745	1, 336, 745	口座振込に よる一括納 付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
新潟県	南魚沼市	総務課人事係主任職員 が、会計年度任用職員2名 分の所得税及び復興特別 所得税(以下「所得税」 という。)を、令和4年5 月~10月分まで源泉徽収 せず、同年5月分~9月分 の所得税を法定納期限後 に納付したため、延滞税 及び不納付加算税が課さ れ南魚沼市に損害を与え た。	R4. 10. 26	R4. 11. 8	令和4年11月1日付 で担当部署が起案 した決裁伺い文書 により、知るに 至った。	総務部総務課長	27		南魚沼市財務規則第272条に 定める賠償責任を負うべき補 助職員は、総務課長である。	無		47, 700	47, 700	現金で一括納付
新潟県	南魚沼市	同上	同上	同上	同上	総務部総務課 人事係長	34	無	市役所全体の人事異動等による事 務量が増大し、繁忙を極める状況 だったことを考慮しても、直属の 上司として担当職員の支援及び係 内事務の管理を適切に行うべきと ころ、確認体制がうまく機能して おらず、決裁文書が回付された際 にも確認が十分でなく、注意義務 を怠ったと認められる。	無				
新潟県	南魚沼市	同上	同上	同上	同上	総務部総務課 人事係主任	13	無	市役所全体の人事異動等による事務量が増大し、繁忙を極める状況だったことを考慮しても、確認作業を徹底することで本件の発生を防ぐことは可能だったと推測した。 を登していたと推測したがあり、注意 義務を怠ったと認められる。	無				
<u></u>	1団体	1件				3人		有 1件 無 2件		有 0件 無 3件				

			事実関	係		対象職員			監査委員による監査	長の賠償	命令等		賠償関係	
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発 生した日 又は事実 の存した 期間	長が事実 を知った とき	長が事実を知るに 至った経緯	所属及び 職名	勤続 年数 (年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員 の決定と の相違点 の有無	相違点 の 内容	団体に与 えた損害 (円)	賠償額 (円)	賠償の方法
大阪府	大阪市	市営住宅敷地内の集集中のでは、 市営住宅敷地内の集集手)なみ収集手)「本サイトとで、「運収集車ができる。 東下ブレーれたよりでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	H29. 7. 18	Н29. 7. 18	事故発生の報告を受けて事実を知った。	環境局東北環境 事業センター 係員	16	有	本件車両について物品使用者であった職員Aが、重集としまり事でを与えたと賠償を与えた賠償を担いるのである。本市のもは一等に別とない。本本ののもは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次の	無		926, 573	579, 742	現金で納付
計	1団体	1件				17		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
兵庫県		市民から納付を受けた 現金を亡失したもの	R4. 3. 9	R4. 3. 16	所管課長からの亡 失等始末書による 報告	税務部債権管理 課長	31		公金の取扱いにおける指導不 足、出納員としての不作為等 による過失による賠償責任が 認められる。	無		100,000	100, 000	現金で一括 納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
香川県	多度津町	委託料の精算戻入金の 紛失	R4. 5. 26 ~ R5. 3. 28	R4. 12. 28	委託料を12月に減 額補正として計上 した際に判明。そ の後、事実関係の 調査をし、長に報 告。	健康福祉課技師	4		当該職員は、現金出納員であり、公金を管理する上での過失が現金を紛失する要因となっているため、賠償責任があるものと判断する。	無		369, 492	369, 492	現金で一括納付
<u> </u>	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
合計	7団体	7件				33.7		有 12件 無 21件		有 0件 無 33件				

イ その他によるもの

1 70	他によるもの		事実関	係		対象職員			賠償関係		
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発生 した日又は 事実の存し た期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続 年数 (年)	団体に与えた 損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	賠償責任の 根拠
宮城県	南三陸町	町が交付した補助金について、補助事業者の担当職員によって不正に流用されていた。	R23. 5. 17 ~ R2. 2. 28	R3. 3. 19	補助事業者の内部調査によって当該事案が発覚し、報告を 受けた。	産業振興課 課長	29	156, 470	156, 470	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 課長・参事	32	308, 578	308, 578	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 課長	26	87, 028	87, 028	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 課長	29	184, 350	184, 350	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 参事	34	40, 607	40, 607	又拉V	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 参事	36	82, 445	82, 445	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 課長補佐兼係長	39	67, 367	67, 367	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 課長補佐兼係長	31	103, 082	103, 082	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主幹兼係長	22	39, 222	39, 222	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主幹兼係長	21	108, 494	108, 494	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	農林水産課 主幹兼係長	28	70, 896	70, 896	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主幹	1	39, 914	39, 914	納付書による 支払い	民法第709条
宮城県	南三陸町	同上	同上	同上	同上	産業振興課 主事	10	96, 620	96, 620	納付書による 支払い	民法第709条
計	1団体	1件				13人					
茨城県	坂東市	市発注工事入札を巡り違法な指名 回避だとして業者より損害賠償請 求され、裁判所からの和解勧告に 基づき解決金を支払ったもの。	H27. 3. 4	H29. 5. 26	前市長の指名権行使の裁量権 に問題があったとして解決金 を市に返還されるべきとの陳 情書が市議会へ提出された。	市長	8	94, 250, 000	94, 250, 000	現金で分割納付中	国家賠償法第 1条第2項
計	1団体	1件				1人					

			事実関	係		対象職員			賠償関係		
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発生 した日又は 事実の存し た期間	長が事実を 知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続 年数 (年)	団体に与えた 損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	賠償責任の 根拠
千葉県		市立学校教諭による児童生徒に対 する性暴力事案	$\begin{array}{c} \text{H25.1}{\sim} \\ \text{H30.7} \end{array}$	Н30.8	担当課からの報告	教諭	9	31, 797, 213	31, 797, 213	納付書払い	国家賠償法第 1条第2項
計	1団体	1件				1人					
東京都	世田谷区	令和元年10月の台風19号の被災に伴う特別区民税・都民税の減免に係る申請書を未処理のまま放置したことにより、申請者への還付が遅延したもの。	R1. 10~ R1. 11	R2. 10、 R3. 8、R3. 10	区民からの問合せ及び区の調 査	財務部主事	40	10, 100	10, 220	現金で一括納 付	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
岐阜県	岐阜市	業者と共謀して、船外機を修繕したこととして架空請求し、公金を 詐取した。	H26. 2. 3∼ H27. 7. 13	Н30. 11	外部からの通報による	商工観光部鵜飼観 覧船事務所 運航管理係長	31	923, 406	923, 406	現金で一括納 う付(遅延損害 金含む)	
計	1団体	1件				1人					
静岡県	静岡市	平成27年度から平成29年度の間に、危機 管理課 (危機管理総室) が発注した委託 業務、修繕業務について、担当職員が報 告書の偽造を行い、これを受注した業者 へ委託料等を不適切に支出していた。	H27∼H29	R1. 6	受注業者からの相談により発覚	総務局危機管 理総室 副主幹	19	5, 612, 384	5, 870, 671	現金で分割納付	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
広島県	広島市	職員の負傷に係る損害賠償請求訴 訟が提起され、当該訴訟の判決に 基づき本市が損害賠償金等を支 払った事案。	H27. 11. 6 ~ R3. 7. 17	R3. 7. 17	判決に基づき相手方に対する 損害賠償金等を支払った結 果、市の損害額が確定(発覚) したもの。	経済観光局中央卸売 市場食肉市場 技術員	17	423, 384	423, 384	4 納付書による	民法第715条第 3項
広島県	江田島市	市の消防団員1名が、市の所有していた発動発電機4台及び燃料79リットルを窃取した。	R3. 4. 4頃 ~ R3. 7. 2頃	R3. 7. 2	消防長からの報告	江田島市消防 団 団員	12	200, 000	200, 000	現金で一括納付	民法第709条
計	2団体	2件				2人					
高知県	高知市	小学校プール水の止水遺漏により多額の下水道使用料が発生したことについて,担当教員及びその管理監督教員の過失を認定し,民法第709条の規定に基づき,賠償を請求したもの。	R3. 7. 14 ~ R3. 7. 21	R3. 7. 30	教育委員会の報告	小学校 校長	27	2, 656, 083	332, 010	納付書払	民法第709条
高知県	高知市	同上	同上	同上	同上	小学校 教頭	35	2, 656, 083	332, 010	納付書払	民法第709条
高知県	高知市	同上	同上	同上	同上	小学校 担当教員	10	2, 656, 083	664, 021	納付書払	民法第709条
計	1団体	1件				3人					

			事実関	係		対象職員			賠償関係		
都道府県名	市区町村名	事実の概要	事実の発生 した日又は 事実の存し た期間		長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続 年数 (年)	団体に与えた 損害 (円)	賠償額(円)	賠償の方法	賠償責任の 根拠
長崎県		市や県などでつくる任意団体の預 金口座から現金を引き出し横領し た。	R3. 9. 15	R4. 3. 2	関係部からの報告	観光交流商工部 観光商工課 主事	4	59, 661, 481	59, 661, 481	指定口座へ一 括納入	国家賠償法第 1条第2項
計	1団体	1件				1人					
合計	10団体	10件				24人					